

現 行

改 正 案

別表第1 資金収支計算書記載科目 (第10条関係)

別表第2 資金収支計算書記載科目 (第10条関係)

収入の部		備 考
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
	手数料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
	寄付金収入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。 土地、建物等の現物寄付金を除く。
	補助金収入	用途指定のある寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。
	国庫補助金収入	日本私立学校振興財団からの補助金を含む。
	地方公共団体補助金収入	
	資産運用収入	奨学基金運用収入 受取利息・配当金収入

収入の部		備 考
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
	手数料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
	寄付金収入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。 土地、建物等の現物寄付金を除く。
	補助金収入	用途指定のある寄付金をいう。 用途指定のない寄付金をいう。
	国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地方公共団体補助金収入	
	「受取利息・配当金収入」	「受取利息・配当金収入」
「受取利息・配当金収入」	「受取利息・配当金収入」	

「雑収入」へ					施設備利用料収入	
資産売却収入		固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。	資産売却収入			固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	施設売却収入				不動産売却収入	
	設備売却収入					
付随事業・収益事業収入	有価証券売却収入		事業収入		有価証券売却収入	
	補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。			補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附属事業収入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。			附属事業収入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。
	受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。			受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。			収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
					「資産運用収入」より	
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産運用収入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。				
	その他の受取利息・配当金収入	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。				
雑収入		施設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。	雑収入			固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
	施設備利用料収入				「資産運用収入」より	
	廃品売却収入		借入金等収入		廃品売却収入	
借入金等収入	長期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。			長期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	短期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。			短期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	学校債収入				学校債収入	
前受金収入		翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。	前受金収入			翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。

授業料前受金収入 入学前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入	授業料前受金収入 入学前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入				
その他の収入	その他の収入	上記の各収入以外の収入をいう。	上記の各収入以外の収入をいう。		
第2号基本引当特定資産取崩収入 第3号基本引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入	第2号基本引当特定資産取崩収入 第3号基本引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入				
前期末未収入金収入 貸付金回収収入 預り金受入収入	前期末未収入金収入 貸付金回収収入 預り金受入収入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。		
支出の部	支出の部				
科目	科目				
大科目	大科目				
小科目	小科目				
人件費支出	人件費支出				
教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出	教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出	教員(学長、校長又は園長を含む。以下同じ。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。	教員(学長、校長又は園長を含む。以下同じ。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。		
教育研究経費支出	教育研究経費支出				
消耗品費支出 光熱水費支出	消耗品費支出 光熱水費支出	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。 電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。 電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。		

旅費交通費支出	貸与の奨学金を除く。	旅費交通費支出	貸与の奨学金を除く。
奨学費支出		奨学費支出	
消耗品費支出		消耗品費支出	
光熱水費支出		光熱水費支出	
旅費交通費支出		旅費交通費支出	
借入金等利息支出		借入金等利息支出	
学校債利息支出		学校債利息支出	
借入金返済支出		借入金返済支出	
学校債返済支出		学校債返済支出	
土地支出		土地支出	整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
建物支出		建物支出	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。
構築物支出		構築物支出	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。
建設仮勘定支出		建設仮勘定支出	建物及び構築物が完成するまでの支出をいう。
教育研究用機器備品支出		教育研究用機器備品支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。
管理用機器備品支出		その他の機器備品支出	
図書支出		図書支出	
車両支出		車両支出	
ソフトウエア支出		ソフトウエア支出	ソフトウエアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
管理経費支出		管理経費支出	
借入金等利息支出		借入金等利息支出	
借入金等返済支出		借入金等返済支出	
施設関係支出		施設関係支出	
設備関係支出		設備関係支出	
			←新規

資産運用支出	有価証券購入支出	資産運用支出	有価証券購入支出	有価証券購入支出
	第2号基本金引当特定資産 産購入支出 第3号基本金引当特定資産 産購入支出 (何)引当特定資産産購入支出 収益事業元入金支出 収益事業に対する元入額の支出をいう。	←新規 ←並びの変更	第2号基本金引当特定資産 産購入支出 第3号基本金引当特定資産 産購入支出 (何)引当特定資産産購入支出 収益事業元入金支出 収益事業に対する元入額の支出をいう。 並びの変更→	(何)引当特定預金への繰入 支出 収益事業元入金支出 第3号基本金引当資産産支出
その他の支出	貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出	その他の支出	貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
<p>(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。</p> <p>2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならぬ。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものであるについては、この限りでない。</p> <p>3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。</p> <p>4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。</p> <p>5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。</p>				

改正案		現行	
別表第二 事業活動収支計算書記載科目 (第19条関係)		別表第二 消費収支計算書記載科目 (第19条関係)	
大 科 目	小 科 目	目	
		大 科 目	小 科 目
事業活動収支計算書記載科目 (第19条関係)	学生生徒等納付金	学生生徒等納付金	学生生徒等納付金
		授業料	授業料
		入学金	入学金
		実務実習料	実務実習料
		施設設備資金	施設設備資金
	手数料	入学検定料	入学検定料
		試験料	試験料
		証明手数料	証明手数料
	寄付金	特別寄付金	特別寄付金
		一般寄付金	一般寄付金
	現物寄付	現物寄付金	
経費等補助金	国庫補助金	国庫補助金	
	地方公共団体補助金	地方公共団体補助金	
付随事業収入			

聴講料、補講料等を含む。
 教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
 施設拡充費その他の施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
 その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
 在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
 施設設備償付金以外の寄付金をいう。
 用途指定のない寄付金をいう。
 施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。
 施設設備補助金以外の補助金をいう。
 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。

聴講料、補講料等を含む。
 教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
 施設拡充費その他の施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
 その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
 編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
 在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
 用途指定のある寄付金をいう。
 用途指定のない寄付金をいう。
 土地、建物等の受贈額をいう。
 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。

教育活動収入		資産運用収入	
大 科 目	小 科 目	備 考	備 考
教育研究費	補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。	奨学基金の運用により生ずる収入をいう。
	附属事業収入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、奨学基金運用収入を除く。
	受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。	施設設備利用料
	雑収入	施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。	資産売却却類
	教員人件費	売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。	事業収入
	職員人件費	教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。	補助活動収入
	役員報酬	教員以外に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。	附属事業収入
	退職給与引当金繰入額	理事及び監事に支払う報酬をいう。	受託事業収入
	退職金	退職給与引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を退職金として記載するものとする。	収益事業収入
	教育研究費	教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。	廃品売却収入
消耗品費	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。	雑収入	
光熱水費	貸与の奨学金を除く。	支出の部	
旅費交通費	教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。	科	
奨学費		大 科 目	
減価償却額		小 科 目	
		人件費	
		教員人件費	
		職員人件費	

事業活動支出の部

教育活動収入

支出の部

大 科 目	科 目		備 考
	大 科 目	小 科 目	
その他の教育活動外支出 資産売却差額 その他の特別収入		施設設備寄付金	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。 施設設備の拡充等のための寄付金をいう。
		現物寄付	施設設備の受贈額をいう。
		施設設備補助金	施設設備の拡充等のための補助金をいう。
		過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。
特別取支			
事業活動収入の部 特別取支	科 目		備 考
	大 科 目	小 科 目	
事業活動支出の部 資産処分差額 その他の特別支出		災害損失	資産の簿簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。
		過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものであるについては、この限りでない。
 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

徴収不能引当金繰入額（又は償取不能額）

--	--

徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れていない債権について当該会計年度において徴収不能となつた場合には、当該徴収不能の金額を徴収不能額として記載するものとする。

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものであるについては、この限りでない。
 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

改正案

現行

別表第三 貸借対照表記載科目 (第33条関係)

別表第三 貸借対照表記載科目 (第33条関係)

資産の部		科		目		備考
大科目	中科目	小科目				
固定資産	有形固定資産	土地				貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になつていゝるものでも使用中のものを含む。 建築物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。 プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。 標本及び模型を含む。
		建物				
		構築物				
		教育研究用機器備品				
		管理用機器備品				
		図書				
		車両				
		建設仮勘定				建設中又は製作中の有形固定資産をいゝ、工事前払金、手付金等を含む。
	特定資産					使途が特定された預金等をいう。
		第2号基本金引当特定資産				
		第3号基本金引当特定資産				
		(何)引当特定資産				
	その他の固定資産					
		借地権				地上権を含む。
		電話加入権				専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
		施設利用権				
		ソフトウェア				
		有価証券				長期に保有する有価証券をいう。
		収益事業元入金				収益事業に対する元入額をいう。
		長期貸付金				その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	特定資産へ					

資産の部		科		目		備考
大科目	中科目	小科目				
固定資産	有形固定資産	土地				貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になつていゝるものでも使用中のものを含む。 建築物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。 プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。 標本及び模型を含む。
		建物				
		構築物				
		教育研究用機器備品				
		その他の機器備品				
		図書				
		車両				
		建設仮勘定				建設中又は製作中の有形固定資産をいゝ、工事前払金、手付金等を含む。
	特定資産					使途が特定された預金等をいう。
		第2号基本金引当特定資産				
		第3号基本金引当特定資産				
		(何)引当特定資産				
	その他の固定資産					
		借地権				地上権を含む。
		電話加入権				専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
		施設利用権				
		有価証券				長期に保有する有価証券をいう。
		収益事業元入金				収益事業に対する元入額をいう。
		長期貸付金				その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	特定資産へ					

流動資産	現金預金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。 減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。 一時的に保有する有価証券をいう。
	未収入金 貯蔵品 短期貸付金 有価証券	
負債の部		
固定負債	長期借入金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。 同上
	学校債	
流動負債	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
	短期借入金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
基本金の部	学校債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未払金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。
	前受金 預り金	
第1号基本金	第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。	
	第2号基本金	第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第3号基本金	第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。

流動資産	現金預金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。 減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。 一時的に保有する有価証券をいう。
	未収入金 貯蔵品 短期貸付金 有価証券	
負債の部		
固定負債	長期借入金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。 同上
	学校債	
流動負債	長期未払金	同上
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
純資産の部	短期借入金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	1年以内償還予定 学校債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未払金 前受金 預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。
第1号基本金	第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。	

第4号基本金	第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
消費収支差額の部	
科	目
	備
	考
(何)年度消費支出超過額	規定の会計年度の消費支出に充当するために留保した額をいう。
翌年度繰越消費収入超過額(又は翌年度繰越消費支出超過額)	

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及びその他の機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

第2号基本金	第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
第3号基本金	第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
第4号基本金	第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
繰越収支差額	翌年度繰越収支差額

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び整理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。